

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年6月30日
【発行者の名称】	筑波精工株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 傅 寶菜
【本店の所在の場所】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【電話番号】	0285-55-0081
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松坂 一生
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング26階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6750
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	筑波精工株式会社 https://www.tsukubaseiko.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第33期	第34期	第35期
決算年月		2018年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
売上高	(千円)	217,650	340,642	168,132
経常損失(△)	(千円)	△10,965	△56,315	△189,260
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	1,213	△62,365	△380,462
資本金	(千円)	472,925	907,300	907,300
発行済普通株式総数	(株)	2,961,000	3,806,000	3,806,000
発行済A種優先株式総数	(株)	150,000	-	-
純資産額	(千円)	113,927	920,312	539,849
総資産額	(千円)	338,518	995,038	654,695
1株当たり純資産額	(円)	18.72	247.00	144.89
1株当たり配当額		-	-	-
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	0.11	△19.27	△102.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	33.65	92.49	82.46
自己資本利益率	(%)	1.07	-	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	122,105	△128,914	△156,066
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△2,572	△6,359	△224,192
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△3,841	803,433	△3,409
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	195,656	863,816	480,147
従業員数	(人)	14	18	18
(外、平均臨時雇用者数)		(-)	(-)	(-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第33期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第34期及び第35期は潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第34期及び第35期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、第33期は当社が非上場であるため記載しておりません。また、第34期及び第35期は当期純損失であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（）外数で記載しております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特則第110条第5項の規定に基づき、第33期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表についてあかり監査法人の監査を受けております。
- また、第34期及び第35期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特則第128条第3項の規定に基づき、あかり監査法人の監査を受けております。

10. 2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済株式総数、発行済A種優先株式総数、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

当社は、電気機械器具の製造販売並びに電気機械器具の検査、測定、治工具及び金型の販売を目的として、1985年6月27日に栃木県真岡市熊倉町において設立いたしました。会社設立当初は三洋電機の半導体の後工程を担う三洋シリコン電子の外販部門として設立され、後工程関係の設備を設計・販売していましたが、並行して社内で開発を進めてきた半導体保持が可能な静電吸着システム（以下「静電チャック」という。）の開発に目途が付いたことから、2002年からは静電チャックの研究開発と静電チャック関連製品の販売に絞った事業展開を進めてまいりました。

当社の設立以降の経緯は以下のとおりであります。

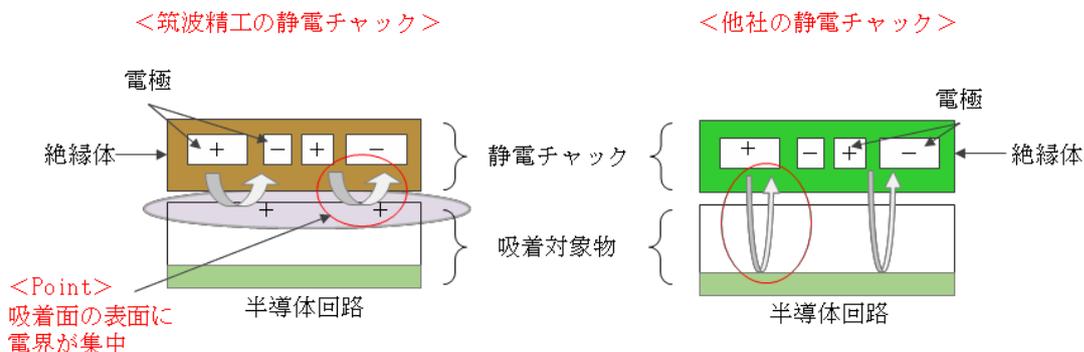
年月	事 項
1985年6月	栃木県真岡市熊倉町にて資本金200万円で株式会社設立
1988年7月	栃木県真岡市松山町に移転
2002年4月	静電チャックの設計販売開始
2003年4月	液晶生産装置ODF向けG4, G5基板対応静電チャックの設計販売開始
2004年6月	ODF向けG6, G7基板対応静電チャックの設計販売開始
2006年9月	本社を栃木県河内郡上三川町に移転 関東経済局より「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受ける
2007年8月	ODF向けG8基板対応静電チャックの設計販売開始
2009年4月	経済産業省の「2009元気なモノ作り中小企業300社」に選定される
2013年6月	Carrier（キャリア）型静電チャック サポーター販売開始
2018年11月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社は、静電チャックの開発・製造・販売を行う、研究開発型の企業であります。弊社が自社開発を行ってきた静電チャックの特色は、対象物に電荷を与えることがなく、低電圧で高吸着力を発生するとともに、コードレスで薄いCarrier型静電チャックを実現したことであります。そのため、既存の静電チャックでは取り扱えなかった対象物素材や超薄ウエハ等の分野を事業対象に含めることとしております。ディスプレイ用フラットパネルのガラスの大型化や、半導体ウエハの極薄化などの技術の高度化により、他社の静電チャックでは対応が困難となる分野が拡大しています。特に薄型化が急激に進捗する半導体関連業界において、より薄型化された半導体を取り扱うことができない既存の製造技術が次第に淘汰される中、当社独自技術で実現したCarrier型静電チャックは超薄型化されたウエハのプロセスの可能性を拡大しつつあります。

下図は当社の静電チャックと既存の一般的な静電チャックの電界の模式図を並べたものであります。

筑波精工の静電チャックの技術革新



- 1) 電極の最適化 ⇒ 吸着面界面方向の電界が強く、強い保持力を誘起する
- 2) 誘起した電界を閉じ込む独自技術により、コードレスCarrierを実現（サポーター）

当社製品と既存製品の特徴の比較を一覧にすると以下のようになります。

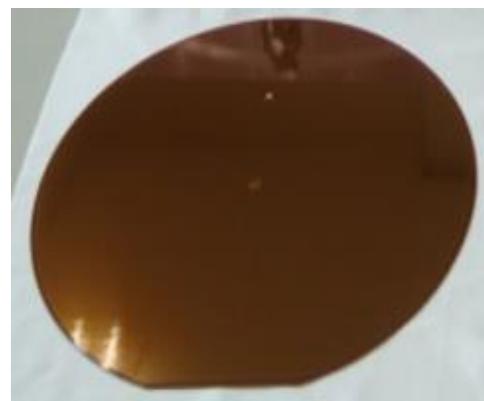
比較項目	当社の静電チャック	既存の静電チャック
静電チャックの基礎技術	独自で開発した電極と絶縁層の最適化設計技術により電界を吸着物の表面に集中発生させ、吸着物の表面を最大限にイオン分極させることで強い吸着力を得られます。	電界の制御ができず、吸着物の表面に電界が集中しません。高電気抵抗体の吸着物の表面をイオン分極できないため吸着力が弱くなっています。
コードレスで薄いCarrier型静電チャック	独自で開発した電界の貯蔵技術で、吸着物吸着後外部電源を外しても半永久に吸着力を維持でき、かつ、厚みが0.5mmと薄く既存設備の変更不要で極薄ウエハプロセスを可能にします。	対象物を分極吸着できるCarrier型静電チャックは他にありません。

電気自動車向けインバーターの中心部品である次世代低抵抗IGBT、IoT普及に伴うメモリ需要、原子力発電に代わる太陽電池、いずれもウエハの薄化後ウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のCarrier型静電チャック“サポーター”は薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能し、50 μ （ミクロン：マイクロメートルの慣用名で、1ミクロンは1,000分の1ミリ。以下、「 μ 」と表す。）厚のウエハのプロセスを実現します。薄型化が急激に進捗する半導体関連業界において、既存の製造技術が淘汰される中、当社独自の技術が超薄ウエハのプロセスの可能性を拡大しつつあります。

尚、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントではありますが、当社の製品別に記載すると以下の通りです。

<サポーター>

給電ユニットから分離しても長時間吸着力を維持可能な静電チャックのシステムです。吸着する素材（以下、「ワーク」という。）を吸着するときに電源ユニットを使って電圧を加えることで吸着力を発生させます。約0.5mm厚のサポーターはウエハ吸着後外部給電を必要とせず、給電ユニットから分離しても、吸着力はそのまま維持され、数か月間でもそのまま吸着を継続することが可能です。ワークを分離する場合は、電源ユニットを使って吸着解除させることで分離することができます。当社のサポーターを使用することで、既存の製造ラインの大幅な修正無しに、50 μ 厚などの薄ウエハの製造過程において発生するウエハの「反り」や「微細なクラック」による不良品の発生を防止し、製造ラインの自動化率と製品の歩留率を向上することができます。



<ステージ>

給電ユニットが付属している静電チャックのシステムです。ワークを吸着する時に給電し、ワークを離脱させるときは給電を停止します。ワークは、薄いガラス板や、スマホのディスプレイ用のフィルム、大型ディスプレイのODF（液晶滴下方式工法）向けなどです。顧客はスマホメーカーに部品を納入している部品メーカーや、大画面（2m×2mなど）の液晶ディスプレイのメーカーなどです。



<その他>

静電チャックのその他応用製品です。小型の静電チャックを半導体ウエハのハンドリング用マテハンに組み込んだものなどです。ワークがガラスや半導体など特殊なものがほとんどで、一般的な静電チャックやバキュームチャック、メカチャックでは対応できない特殊な環境向けのもが多く、真空環境、ガスが発生すると素材表面が汚染される蒸着装置などが対象となります。



(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
18 (-)	45.9	5.5	4,443

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。
- 2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
- 3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続く中、製造業の生産や設備投資の一部に弱さが見られたものの、企業収益は総じて底堅く推移し、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、海外の景気については、緩やかな回復傾向が見られたものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速、英国のEU離脱、中東情勢の緊迫化、戦後最悪と言われる日韓関係の悪化等に加えて、昨年末から中国湖北省武漢市を中心に全世界へと感染が広まった新型コロナウイルス問題により、WHOによるパンデミック宣言をきっかけとした全世界的な都市封鎖（ロックダウン）政策などの市民レベルで行動を制限され、国内外共に広く工場の操業停止、企業活動の制限などに繋がっており、先行きは不透明な状況となりました。

このような経済環境のもとで、当社は長年培ってきた独自の静電チャック技術のさらなる向上と、顧客のニーズに合致した各種アプリケーション開発を積極的に推進するとともに、生産能力の増強や開発力の強化を継続することで、売上高、利益の拡大に努力してまいりましたが、大口の受注につながる評価用製品の販売とこれに続くマザーライン用の大口販売を予定したタイミングが、海外ファンドリにおける工場操業停止期間に重なったことから、中間期までの遅延等による影響を吸収することができませんでした。

売上につきましては、海外最大手ファンドリへのサポーターの販売を成功させることで、2番手以下の案件を次々に獲得する施策を実行してまいりましたが、商談の途中から、顧客が投資効率を高める為にウエハの極大化と極薄化を同時に進める経営判断を下したことで、それまで準備してきた自動機の性能を飛躍的に高める必要が生じ、自動機メーカーがこれに対応する時間が想定を上回るなどの結果、売上は前年実績を大きく下回りました。

また、利益につきましては、売上総利益の減少に対応すべく経費抑制に努めましたが、先行投資及び内部管理体制の維持向上のための販管費の増加等の影響もあり、減益となりました。また、当事業年度において、静電界を用いた吸着システム事業の有形固定資産及び無形固定資産（以下、「対象資産」という。）について減損の兆候が認められたため、帳簿価額と将来キャッシュ・フローによる回収可能額を慎重に比較検討した結果、当該対象資産について減損損失183百万円を計上しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は168百万円（前期比49.4%）となりました。損益面では営業損失188百万円、経常損失189百万円、減損損失を加えた当期純損失は380百万円となりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】（15）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、【業績等の概要】の各項に記載している金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比較して383百万円減少し、480百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は156百万円となりました。この主な要因は、税引前当期純損失373百万円、減損損失183百万円、減価償却費24百万円及びたな卸資産評価損の計上を含めたたな卸資産の減少額27百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は224百万円となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出50百万

円、有形固定資産の取得による支出105百万円及び無形固定資産の取得による支出40百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、3百万円となりました。これの要因は、リース債務の返済による支出3百万円であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
静電界を用いた吸着システム事業	130,535	115.0

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
静電界を用いた吸着システム事業	144,401	90.8	18,038	43.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
静電界を用いた吸着システム事業	168,132	49.4

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しています。

当事業年度の製品別販売実績は次のとおりであります。

製品の名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
サポーター	39,326	116.9
ステージ	81,405	30.9
その他	47,400	108.7
合計	168,132	49.4

2. 当事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	29,458	17.5
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	28,360	16.9
株式会社日伝	27,150	16.1
盟立自動化股份有限公司	18,375	10.9

3. 上記の金額には、消費税等は含まれません。

3 【対処すべき課題】

当社を取り巻く事業環境は、米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルスによる全世界的な景気減速など、世界経済の先行きが見えないリスクに晒されております。一方、ハイブリッド車や電気自動車などの電動化・脱石油化のニーズは広がっており、今後次世代低抵抗IGBT/MOSFETの需要は大きく拡大することが期待されます。また、今後急速に立ち上がる5G関連のニーズも期待が高まりつつあります。

電気自動車向けインバーターの中心部品であるIGBT、IoT普及に伴うメモリ、間近に迫った5Gの商用化により需要が高まる5GのRFフロントエンド半導体等、いずれもウエハの薄化後のウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のサポーターは薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能することが可能です。今後、50ミクロン厚のウエハのプロセスを実現することで、自動運転からIoTまで、半導体の進化の「限界突破」に必須とされる超薄ウエハのプロセスニーズに応じてまいります。

当社は、創業以来事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。変化の速度が増す産業機械分野におきましては、今後も静電チャックが実現する高付加価値な生産技術への期待は高く、当社は一層の対応能力が求められております。当社はこのように高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、生産技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な体制整備を推し進めてまいります。

(1) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を重要な課題と認識しております。若年層人口の減少により、採用活動は厳しい状況が続いておりますが、即戦力としての中途採用者を中心とした採用活動を継続し、社内での研修を通じた専門知識向上による育成に力を入れてまいります。

(2) 内部管理体制の強化について

当社は小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。

そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

(3) 顧客対応力の強化について

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しておりますが、今後当社が安定的に取引を拡大するためには、様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が最重要事項と認識しております。当社顧客企業では半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社の製品が顧客ライン上で完全自動稼働することが製品採用のポイントであり、当社ではこのような顧客向けアプリケーション対応に力をいれ、安定取引を継続してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業活動について、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主要なリスクは以下の通りであります。ただし、以下に記載された項目以外の事態が生じた場合においても、当社業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経営成績・財務状況等に関するリスク

(税務上の繰越欠損金に関する事項)

当社は、当事業年度末日現在において多額の税務上の繰越欠損金を計上しております。当社業績が事業計画を上回る水準で推移した場合、早期に繰越欠損金が解消されることとなり、課税所得の控除が受けられず、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生した場合には、計画しているキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性

があります。

(配当に関する事項)

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

(2) 競争によるリスク

当社製品は、国内外の市場において厳しい競争にさらされています。競争力向上のために新技術・新製品の研究開発活動を積極的に行っていますが、製品価格の下落が当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場ニーズの変化に関するリスクについて

半導体は「ムーアの法則（集積度は1世代＝18～24ヶ月で2倍に増加すること）」に従い、高集積化が進んでいますが、微細化等の「二次元」における高集積化は限界が近くなりつつあり、現状では半導体そのものの薄型化や積層化（＝「三次元化」）することにより更なる高集積化を進めていくといわれています。薄型化としては半導体ウエハの厚さで50 μ ～25 μ が当面の目標とされる中、当社は100 μ 以上の半導体ウエハのハンドリングでは想定されていなかった様々な問題に直面している半導体デバイス業界における代替ソリューションを提供しています。

当社は、お客様に満足していただく製品を供給し続けるべく、技術開発への経営資源の投入、市場動向、ニーズへの対応に努めておりますが、当社の予期し得ない技術革新、市場ニーズの急激な変化等により、お客様が求める製品の開発や供給ができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市況の変動に関するリスクについて

当社が販売する、静電チャック及びその応用製品群（サポーター、ステージ、その他）は、技術革新が顕著なスマートフォンの部品業界や半導体デバイス業界の先端技術を実現する製造周辺装置であります。スマートフォン向け部品市場や半導体デバイス市場は、長期的に概観すれば総じて右肩上がりの成長軌道を辿っておりますが、技術革新により急激に成長する反面、需給バランスが崩れることによって市場規模が一時的に縮小する歴史が繰り返されています。このような中、電子部品メーカーや、半導体デバイスメーカーは市場環境の変化に応じて設備投資を増加又は減少させる傾向があります。

当社は、このような事業環境に対応するため、受注生産の徹底による在庫の適正化、生産性の向上や業務の効率化・合理化を行い、体質の強化に取り組んでおります。しかしながら、予期せぬ市場規模の縮小によって、受注又は売上げの遅延、取り消し、在庫の急激な増加等が生じた場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大のリスク

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、営業活動、材料調達、製造、物流に支障が生じた場合や、感染の拡大が更に長期化・深刻化することにより国内外の経済活動に悪影響を及ぼした場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 代金回収に関するリスクについて

当社の生産計画、販売計画及び業績の見通しは、納期の変更等により急な見直しを行うことがあります。半導体ウエハの薄型化やフラットパネルディスプレイ（FPD）の大型化、高精細化の進捗によるプロセス技術の進化が急激に進む中、当社製品を利用した工場の建設計画の遅れや、設備投資の見直しなどによる納期の変更が、当社の販売計画、業績見通しに影響を与えることがあります。また、お客様の工場ライン上のいずれかの工程におけるトラブル等様々な要因により、出荷から代金回収までに長い期間を要することも想定されます。このようなリスクを最小化すべく、受注時に受注総額の半額相当を前受け金として受け入れる契約を締結する等の個別対応を行うなど、計画的な代金回収に努めていますが、何らかの事情による代金回収遅延が当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ります。

(7) 為替変動のリスク

外貨建てで取引されている当社の国際取引、海外での製品価格は円換算されるため、為替相場の影響を受けます。当社の決済サイクルは、契約締結から納品・決済まで平均3ヶ月程度となっていることから先物予約等によるリスクヘッジは行っておりません。このため、短期間で急激な為替相場変動があった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 海外展開について

当社が追及する静電チャックの応用範囲が世界規模の広がりを見せる中、当社は当社製品が半導体製造装置、スマートフォン製造装置等の分野における、最優先デバイスの製造・性能向上や歩留率の向上には欠かすことのできない生産技術 (Key Manufacturing technique) となることを目指しております。このような中、当社顧客は日本国内に加え、北米、欧州、アジアに展開しておりますが、これらの販売活動には、各国及び各地域の経済情勢、法規制、商習慣の相違、税制、為替規制等の変化による影響や、各国の国内及びクロスボーダーの紛争、テロや関連する災害、社会・労働環境の相違、社会的インフラの未整備等による影響を受ける可能性があります。

(9) 小規模組織であること

当社は、当事業年度末日現在において、従業員18人（臨時従業員なし）と、小規模組織となっており、内部管理体制も、この規模に応じたものとなっています。当社では今後の業容拡大に対応するため、人員の追加及び内部管理体制の一層の充実を経営上の重要な課題として取り組んでおりますが、人材の拡充が予定通り進まなかった場合、または人材の流出があった場合は、業務執行体制や内部管理体制が有効に機能しなくなり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 経営者への依存について

当社の代表取締役社長である傳寶業は、現在の当社の競争力の源泉である静電チャックの開発を当初から推進した中心人物であり、経営ビジョン・方針の提示やそれに基づいた事業戦略の策定をはじめ、中期経営計画の立案及び推進、新規事業の立案及び推進に影響力を有しております。当社は事業拡大に応じて、代表取締役に過度に依存しない経営体制を構築すべく権限の委譲等を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役の業務継続が困難となった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関する事項

当社は、役員及び従業員に対する、インセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。これらの新株予約権の目的となる株式数（以下、「潜在株式数」という。）は、当事業年度末日現在において600,000株であり、発行済株式総数の15.8%を占めております。これらの新株予約権が行使される場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(12) ファブレス型経営に関するリスク

当社は、製品の最終組み立て並びに調整を社内で行っておりますが、専用の部品の製造について外部に委託するファブレス型のビジネスモデルを採用しております。当社の製品仕様に最適な部品を適時に、優れたコストパフォーマンスで製造できる複数のパートナーとの連携を維持し、半導体市場やスマートフォン向け部品市場の様々な業況に対して、安定的な製品供給が可能な体制を構築すべく努めておりますが、適切な製造キャパシティ、納期、コストパフォーマンス等が製造委託先から得られない場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 知的財産権と技術の陳腐化に関するリスク

当社は積極的に知的財産の保全に取り組んでおります。また、今後も知的財産権の保全に取り組む予定ですが、

当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかる等、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後当社の技術を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰され、当社技術が陳腐化した場合は、当社の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 製造物責任に関するリスク

当社の製品は厳しい品質管理のもとに設計・製造され、顧客に対して高精度の機能を高い信頼性をもって提供しておりますが、当社製品の使用により万一顧客に深刻な損失をもたらした場合には、修理費用、賠償責任等による多額のコストが発生する可能性があります。さらに、これらの問題による当社企業イメージの低下は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります

(15) 特定顧客への依存に関するリスク

当社の製品は、主として国内および海外の部品製造業者またはファウンドリといわれる半導体デバイスの生産業者を中心に販売されています。大型案件の販売があった場合は、当該売上先への依存度が非常に大きくなりますが、大型案件が終了すれば、他の同規模のプロジェクトがない限り、当該売上先への販売額は大きく減少いたします。また、各業界における世界的な競争と淘汰の結果、大手と言われる取引先の数が増える中、当社の売上は特定顧客に集中する傾向があります。これらの顧客の設備投資方針が変更されたり、顧客の競争力が失われたり、購買方針が変更されたりした場合は、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策

当社は、当事業年度末日において営業損失188百万円、経常損失189百万円、当期純損失380百万円を計上しております。以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績黒字化を達成し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次の通りであります。

1. サポーターが取り扱う半導体の薄型化により、当社協力会社による自動機の技術開発が追いつかず、自動機の開発が足踏みする状況がみられ、一部では予算達成の障害ともなっておりました。

この状況を打開する為、当社の持つ技術を積極的に提供してサポーターの特性に最適化した自動機のプロトタイプを開発し、協力会社に提供したことにより自動機の開発が進捗し、大口取引の障害となる事象は解消するものと判断しております。なお、当初の予定通り当社営業活動支援の為、海外に自動機の設置場所を設け、サポーターと半導体の着脱の状況が見学可能なショールームとして利用する予定です。

2. 経費の見直しを実施し、外部ベンダーや業務委託先の契約更改・契約終了等による経費圧縮を積極的に推進し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。
3. 財務状態の改善・手元流動性による経営の自由度確保を目指し、銀行借入等の資金調達を進め、現状では当座貸越(未実行)枠45百万円を設定するとともに、大口案件獲得の際にはプロジェクトファイナンスの方法で部材仕入額相当の借入を実行するべく取引先銀行と交渉を継続しております。

以上のような施策を行うことにより、収支の好転と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(17) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」という。）を締結する義務があります。本発行者情報の公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「同社」という。）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められ

ております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の①及び②に定める書面に基づき行うものとする。

(イ) 次の a から c までの場合の区分に従い、当該 a から c までに規定する書面

法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- a. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
- b. 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
- c. 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ロ) 本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号 a j に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合

とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ）次の a 又は b に定める場合に従い、当該 a 又は b に定める事項に該当すること。

- a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- b. 当社が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ）当該再建計画に次の a 及び b に掲げる事項が記載されていること。

- a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- b. 前（イ）の a に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 b に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ハ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと当社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（イ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

- a. TOKYO PRO Market の上場株券等
- b. 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

（ロ）当社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

（ハ）当社が、前（イ）及び前（ロ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）

く。)は、当社から当該譲渡の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(イ)又は(ロ)に該当する場合

- (イ)当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認める場合
- (ロ)当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると当社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行

使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
- d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当社が認める場合は、この限りでない。
- e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当社が認める場合は、この限りでない。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと当社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が TOKYO PRO Market に上場している当社株式の全部を取得する場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、当社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しており、現状では様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が求められております。一例をあげますと、大手ファウンドリでは半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社製品が顧客ライン上に完全自動で稼働することが製品採用のポイントであります。このような中、当社では案件別アプリケーション開発活動を進めており、2020年3月期の研究開発費は7,187千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、減損の兆候がある資産に関する将来キャッシュ・フローの見積り等の会計上の見積りについては、過去に発生した感染症事例や、当該見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、今後少なくとも2021年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくものとの仮定を置いております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は602百万円となり、前事業年度末と比較して350百万円減少（前期末比63.2%）いたしました。これの主な変動要因は、現金及び預金が333百万円減少、たな卸資産が27百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は52百万円となり、前事業年度末と比較して9百万円増加（前期末比123.2%）いたしました。これの主な変動要因は、生産ライン増強を目的とした新規設備投資により固定資産が増加した一方、収益性の低下により減損損失を計上したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は64百万円となり、前事業年度末と比較して0百万円減少（前期末比99.1%）いたしました。これの主な変動要因は、前受金が3百万円増加、支払手形が6百万円増加、リース債務が7百万円増加した一方、電子記録債務が12百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は50百万円となり、前事業年度末と比較して40百万円増加（前期末比506.7%）いたしました。これの変動要因は、リース債務が40百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は539百万円となり、前事業年度末と比較して380百万円減少（前期末比58.7%）いたしました。これの変動要因は、当期純損失により利益剰余金が380百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 資金繰りについて

当社の運転資金については、現時点では十分な現預金を保有しており、また借入による資金調達が可能であることから、十分であることを確認しています。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、創業以来、事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。当社は高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るとともに、要素技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な研究開発や設備投資を推し進めてまいります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、事業規模拡大に対応するための加工施設の増強と、内部統制の強化を目的とした生産管理システム関連の設備投資を、総額191,500千円実施しました。その主なものは次のとおりであります。

なお、当事業年度において実施した重要な固定資産の撤去、滅失はありません。

(当事業年度中に取得・完成した主要設備)

・サポーター製造能力拡大のための3段大型高温真空プレス機	54,956千円
・サポーター製造能力拡大のためのピコレーザークッター装置	55,688千円
・製造・販売・在庫・原価管理統合するERPシステム	16,175千円

2【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物附属 設備	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (栃木県河内郡 上三川町)	本社機能	-	-	-	-	-	18

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 上記のほか、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (栃木県河内郡上三川町)	本社機能	12,000

(注) 上記の金額には消費税等は含まれていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業界動向、顧客動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。
なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加 能力等
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (栃木県 上三川町)	ローダー/アンローダー自動機	37,800	11,485	自己資金	2020年2月	2020年7月	営業拠点設備
	量産時検査治具 他	5,190	262	自己資金	2020年1月	2020年6月	生産検査設備 ほか
	量産時クリーン ブース他	9,860	-	自己資金	2020年7月	2020年10月	生産検査設備 ほか
	吸着良否判定装置	2,242	-	自己資金	2020年10月	2021年3月	生産検査設備 ほか

(2) 重要な設備の除却等

該当事項ありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年6月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

区 分	最近事業年度末現在 (2020年3月31日)	公表日の前月末現在 (2020年5月31日)
新株予約権の数(個)	600,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権 の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	600,000(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払 込金額(円)	50	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者 は、権利行使時においても、当社 または当社子会社の取締役、監査 役または従業員その他これに準ず る地位にあることを要するものと する。ただし、新株予約権の割当 てを受けた者が任期満了により退 任または定年退職した場合、その 他正当な理由がある場合にはこの 限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者 が死亡した場合はその権利を喪失 する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の 設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と 付与対象者の間で締結する「新株予約 権割当契約書」に定めるところに よる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年 6月20日 (注) 1	3,107,889	3,111,000	-	472,925	-	422,925
2018年 11月27日 (注) 2	695,000	3,806,000	434,375	907,300	434,375	857,300

(注) 1. 株式分割

2018年6月5日開催の取締役会決議により、2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割したことにより、発行済株式総数が増加しております。

2. 特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行 普通株式695,000株

発行価格 1,250円

資本組入額 625円

主な割当先 法人6名 個人17名

(6) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方 公共団体	金融 機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	-	-	-	11	4	1	34	50	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	10,760	8,340	200	18,760	38,060	-
所有株式 数の割合 （%）	-	-	-	28.27	21.91	0.53	49.29	100.0	-

（注） 1. 自己株式80,000株は「個人その他」に800単元を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援 投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地1	381,000	10.23
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 リーディング証券株式会社 代表取締役会長 謝 駿)	6F, 106 HO-PING EAST ROAD, SECTION 2 TAIPEI 106, TAIWAN, R. O. C	361,000	9.69
株式会社オプトラン	東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル 11階	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	275,000	7.38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.25
樋口俊郎	東京都文京区	258,000	6.92
TEL Venture Capital, Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 取締役社長 三田 邦博)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, NewCastle, Delaware, USA	255,000	6.84
傅 寶菜	栃木県真岡市	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館15階	200,000	5.37
坂井正明	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.83
計	—	2,677,000	71.85

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権(600,000株)及び自己株式(80,000株)を除く株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,726,000	37,260	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	3,806,000	-	-
総株主の議決権	-	37,260	-

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡上三川 町大字上蒲生字願成 寺2168-10	80,000	-	80,000	2.1
計	-	80,000	-	80,000	2.1

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（2018年6月20日定時株主総会決議及び2018年7月6日臨時取締役会決議）

決議年月日	2018年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社従業員6名、その他1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (一)	-	-	-	-
保有自己株式数	80,000	-	80,000	-

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期
決算年月	2018年3月31日	2019年3月31日	2020年3月31日
最高(円)	-	1,250	1,250
最低(円)	-	1,250	1,250

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 当社株式は、2018年11月27日に東京証券取引所TOKYO PRO Market へ上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2019年10月	2019年11月	2019年12月	2020年1月	2020年2月	2020年3月
最高(円)	-	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
最低(円)	-	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 2019年11月から2020年3月までの売買取引は、筑波精工株式会社従業員持株会の買い付けによるものであります。同様に、2020年1月～2020年3月までの売買取引は、筑波精工株式会社役員持株会の買い付けによるものであります。
3. 2019年10月については、売買実績がありません。

5 【役員状況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	傅 寶菜	1969年 10月9日生	2001年6月 2004年10月 2009年10月 2010年5月 2012年5月	三洋シリコン電子㈱入社 当社入社 取締役技術部長 常務取締役 技術担当 代表取締役専務 代表取締役社長 (現任)	(注)1	(注)4	217,000
取締役		松坂一生	1960年 4月27日生	1984年4月 1987年6月 1997年8月 2001年7月 2004年2月 2017年2月 2018年4月 2019年6月	三井海洋開発㈱入社 Jardine Fleming Securities Ltd証券会社東京支店入社 Paine Webber & Co. 証券会社東京支店入社 管理部長 日本トラスティサービス信託銀行㈱入行 エイチ・エス証券㈱入社 投資銀行本部公開引受部 ㈱プログレス入社 公開担当 当社入社 管理部長 当社 管理部担当取締役就任 (現任)	(注)1	(注)4	100
取締役		小谷田博章	1976年 6月13日生	2002年4月 2006年5月 2011年4月 2018年3月 2020年6月	関東三洋セミコンダクターズ㈱入社 当社入社 当社 技術部 課長就任 当社 技術部 部長就任 当社 技術部及び生産技術部担当取締役就任 (現任)	(注)1 (注)3	(注)4	20,000
取締役		樋口俊郎	1950年 2月26日生	1977年4月 1978年4月 1991年11月 1995年4月 2005年4月 2015年3月	東京大学生産技術研究所講師 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学工学部教授 東京大学大学院工学系研究科教授 当社 社外取締役就任 (現任) 東京大学名誉教授 (現任)	(注)1 (注)5	(注)4	258,000
取締役		川瀬信雄	1948年 3月14日生	1968年4月 1980年8月 1997年4月 2004年4月 2010年4月 2014年5月	富士通㈱入社 キャノン販売㈱入社 キャノンへ移籍 半導体機器事業部 副事業部長 ジョイNテック㈱代表取締役 (現任) 当社 社外取締役就任 (現任)	(注)1 (注)5	(注)4	—
監査役		金井田克司	1948年 10月2日生	1972年4月 2000年6月 2002年4月 2004年6月 2006年4月 2009年4月 2011年6月 2019年6月	㈱日立製作所入社 同社家電事業本部次長兼財務部長 日立ホーム&ライフソリューション㈱取締役 財務本部長 ㈱日立空調システム取締役財務部長 日立アプライアンス㈱取締役財務本部長 同社監査役 日本ケミコン㈱監査役 当社 常勤監査役就任 (現任)	(注)2 (注)6	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役		安岐浩一	1964年 6月28日生	1989年4月 1993年10月 1997年9月 2005年9月 2008年6月	(株)三菱総合研究所入社 監査法人トーマツ入所 安岐浩一公認会計士事務所開業 ひびき監査法人代表社員(現任) 当社 社外監査役就任(現任)	(注)2 (注)6	(注)4	10,000
監査役		酒井明彦	1954年 1月1日生	1984年4月 1994年10月 1996年9月 2008年6月 2011年4月 2018年6月	セイコーエプソン(株)入社 エプソンアメリカ 副社長 エプソンアメリカ 会長 セイコーエプソン(株) 取締役 経営戦略室長 東北エプソン(株) 代表取締役社長 当社 社外監査役就任(現任)	(注)2 (注)6	(注)4	-
計								505,100

- (注) 1. 取締役の任期は、傳 寶菜氏、松坂一生氏、小谷田博章氏、樋口俊郎氏、川瀬信雄氏が2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時まであります。
2. 監査役任期は、安岐浩一氏、酒井明彦氏が2018年3月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで、金井田克司氏が2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 取締役小谷田博章氏は、2020年6月29日開催の定時株主総会において取締役に就任しております。
4. 2020年3月期における役員報酬の総額は39,094千円を支給しております。
5. 取締役樋口俊郎氏と川瀬信雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役金井田克司氏、安岐浩一氏及び酒井明彦氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

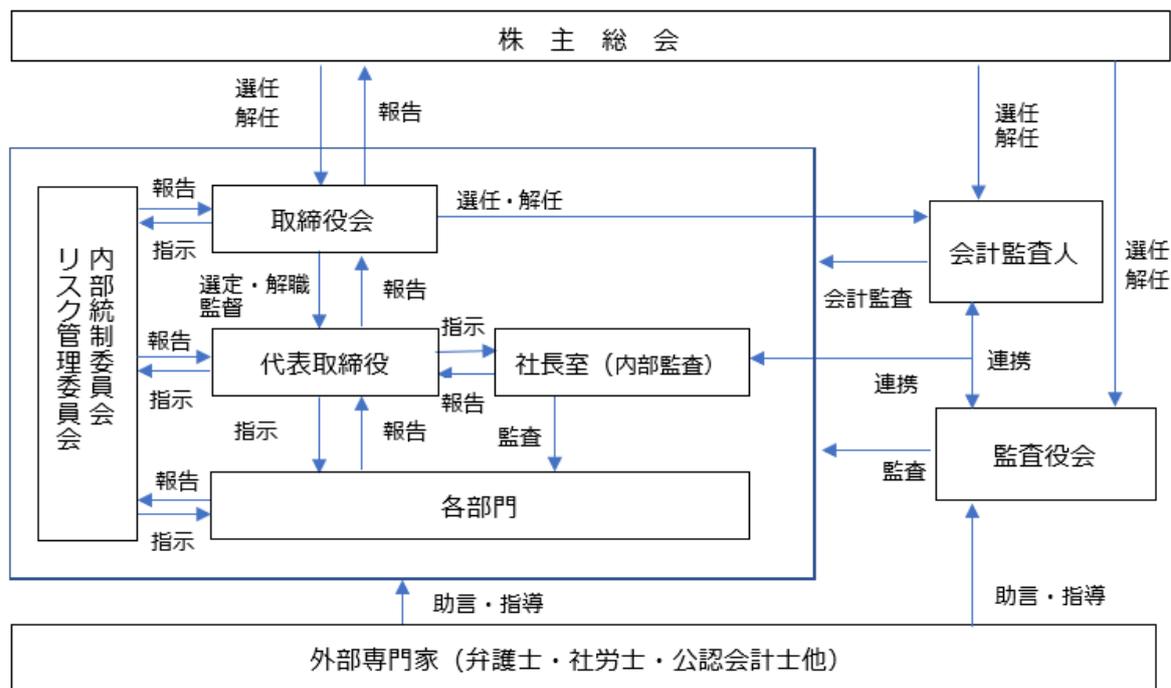
当社は創業以来、「もっとも優れた製品・サービスの提供をすると共に、技術の創造・変革とつねに向き合い絶えざる成長に努め、高い企業倫理を保持し常に信頼されるべく社会的責任を自覚し、よりよい社会・環境づくりに貢献する。」という経営理念に基づいて事業活動を行っています。また、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は、取締役会、監査役会を中心として経営の透明性、公正性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を築いております。取締役会は、取締役5名にて構成され、原則毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名により構成され、定期的に監査役会を開催し、監査方針の決定、監査状況等の確認を行い、経営の監督機能を高め、取締役への牽制をいたしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は、次のとおりであります。



(イ) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス順守を主導しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書管理規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行います。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。

す。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。
- f. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。
- i. 監査役がその職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針
監査役が、監査役がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。
- j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制
監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、あかり監査法人による監査を受けております。

当社の当事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、狐塚利光氏、林 成治氏の2名であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士1名、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

④ 役員報酬の内訳

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額31,327千円(うち社外取締役6,000千円)

監査役の年間報酬総額7,767千円(うち社外監査役7,767千円)

(注) 取締役支給額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

【社外取締役 樋口俊郎】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と取引利害関係は一切ありません。

- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (i) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ii) 当社の不祥事に関する対応の概要
当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

【社外取締役 川瀬信雄】

- ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
ジョイントテック株式会社の代表取締役であり、当社と取引利害関係は一切ありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (i) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ii) 当社の不祥事に関する対応の概要
当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

【社外監査役 金井田克司】

- ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (i) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ii) 監査役会への出席状況及び発言状況
出席率は100%であります。
 - (iii) 当社の不祥事に関する対応の概要
当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

【社外監査役 安岐浩一】

- ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
ひびき監査法人の代表社員であり、当社と取引利害関係は一切ありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (i) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は87.5%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ii) 監査役会への出席状況及び発言状況
出席率は75.0%であります。
 - (iii) 当社の不祥事に関する対応の概要
当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

【社外監査役 酒井明彦】

- ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。
- イ. 当該事業年度における主な活動状況
 - (i) 取締役会への出席状況及び発言状況
出席率は93.8%であり、重要事項の質疑をはじめ積極的な発言をしております。
 - (ii) 監査役会への出席状況及び発言状況
出席率は100.0%であります。
 - (iii) 当社の不祥事に関する対応の概要
当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

⑥ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑦ 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	9,400	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、あかり監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	873,816	540,147
受取手形	453	-
電子記録債権	1,042	2,551
売掛金	17,611	22,911
製品	30,747	3,200
仕掛品	267	2,039
原材料	12,671	10,584
貯蔵品	226	157
前払費用	2,344	1,966
未収入金	1,499	-
未収収益	-	4
未収還付消費税等	11,706	18,572
流動資産合計	952,385	602,136
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備 (純額)	571	-
機械及び装置 (純額)	15,647	-
工具、器具及び備品 (純額)	9,392	-
建設仮勘定	1,900	17,113
有形固定資産合計	※1 27,512	※1 17,113
無形固定資産		
ソフトウェア	2,769	-
電話加入権	72	-
無形固定資産合計	2,842	-
投資その他の資産		
差入保証金	6,000	35,444
長期前払費用	115	-
繰延税金資産	6,182	-
投資その他の資産合計	12,298	35,444
固定資産合計	42,652	52,558
資産合計	995,038	654,695

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,796	9,353
電子記録債務	27,742	14,842
買掛金	6,539	5,555
未払金	7,548	5,539
未払費用	3,726	3,913
未払法人税等	7,150	5,854
預り金	1,501	2,106
前受金	1,313	5,130
賞与引当金	2,951	3,351
製品保証引当金	3,457	1,524
リース債務	-	7,000
流動負債合計	64,726	64,172
固定負債		
長期借入金	10,000	10,000
リース債務	-	40,673
固定負債合計	10,000	50,673
負債合計	74,726	114,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	907,300
資本剰余金		
資本準備金	857,300	857,300
資本剰余金合計	857,300	857,300
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△855,787	△1,236,250
利益剰余金合計	△840,287	△1,220,750
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	920,312	539,849
純資産合計	920,312	539,849
負債純資産合計	995,038	654,695

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
売上高		340,642		168,132
売上原価				
製品期首たな卸高		23,816		30,747
当期製品製造原価		153,782		138,918
当期製品仕入高		16,582		-
合計		194,180		169,665
たな卸資産評価損		-		24,950
他勘定振替高		2,815		1,844
製品期末たな卸高		30,747		28,150
製品売上原価		160,618		164,621
売上総利益		180,024		3,510
販売費及び一般管理費	※1※2	178,772	※1※2	192,159
営業利益又は営業損失(△)		1,252		△188,648
営業外収益				
受取利息		4		16
為替差益		2,615		-
受取保険金		-		658
受取和解金		-		300
雑収入		128		40
営業外収益合計		2,747		1,015
営業外費用				
支払利息		96		1,356
為替差損		-		269
上場関連費用		60,219		-
雑損失		0		-
営業外費用合計		60,315		1,626
経常損失(△)		△56,315		△189,260
特別利益				
固定資産売却益	※3	1,286	※3	-
特別利益合計		1,286		-
特別損失				
固定資産除売却損		-		0
減損損失		-	※4	183,948
特別損失合計		-		183,948
税引前当期純損失(△)		△55,029		△373,208
法人税、住民税及び事業税		1,008		1,071
法人税等調整額		6,327		6,182
法人税等合計		7,335		7,254
当期純損失(△)		△62,365		△380,462

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	50,931	45.4	38,086	29.2
II 労務費		44,781	39.9	54,150	41.5
III 経費		16,585	14.8	38,297	29.3
当期総製造費用		112,298	100.0	130,535	100.0
期首仕掛品たな卸高		41,062		267	
合計		153,360		130,803	
他勘定振替高	※2	569		-	
原材料評価損		1,259		10,154	
期末仕掛品たな卸高		267		2,039	
当期製品製造原価		153,782		138,918	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	40	6,327
消耗品費	3,478	6,852
賃借料	7,200	7,200
減価償却費	1,865	14,267

(注) ※2 「原材料評価損」は、原材料の収益性の低下による簿価切下額であり、当該評価損は売上原価に含まれております。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、ロット別個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本準備金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	472,925	422,925	422,925	2,500	13,000	△793,422	△777,922
当期変動額							
新株発行	434,375	434,375	434,375				
当期純損失（△）						△62,365	△62,365
当期変動額合計	434,375	434,375	434,375	-	-	△62,365	△62,365
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△855,787	△840,287

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△4,000	113,927	113,927
当期変動額			
新株発行		868,750	868,750
当期純損失（△）		△62,365	△62,365
当期変動額合計	-	806,384	806,384
当期末残高	△4,000	920,312	920,312

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本準備金合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△855,787	△840,287
当期変動額							
当期純損失（△）						△380,462	△380,462
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△380,462	△380,462
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△1,236,250	△1,220,750

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△4,000	920,312	920,312
当期変動額			
当期純損失（△）		△380,462	△380,462
当期変動額合計	-	△380,462	△380,462
当期末残高	△4,000	539,849	539,849

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△55,029	△373,208
減損損失	-	183,948
減価償却費	5,547	24,520
差入保証金償却額	-	255
固定資産売却益	△1,286	-
固定資産除売却損	-	0
上場関連費用	60,219	-
受取利息	△4	△16
支払利息	96	1,356
売上債権の増減額 (△は増加)	△102,542	△2,538
たな卸資産の増減額 (△は増加)	32,354	27,931
仕入債務の増減額 (△は減少)	△71,628	△7,062
その他の資産の増減額 (△は増加)	△5,425	△4,790
その他の負債の増減額 (△は減少)	9,208	△4,063
小計	△128,490	△153,666
利息の受取額	4	11
利息の支払額	△96	△1,341
法人税等の支払額	△331	△1,069
営業活動によるキャッシュ・フロー	△128,914	△156,066
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△50,000
有形固定資産の取得による支出	△6,359	△105,031
有形固定資産の売却による収入	-	1,499
無形固定資産の取得による支出	-	△40,960
差入保証金の差入による支出	-	△29,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,359	△224,192
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	46,000
短期借入金の返済による支出	-	△46,000
長期借入金の返済による支出	△5,097	-
リース債務の返済による支出	-	△3,409
株式の発行による収入	808,530	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	803,433	△3,409
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	668,159	△383,668
現金及び現金同等物の期首残高	195,656	863,816
現金及び現金同等物の期末残高	※1 863,816	※1 480,147

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (3) 原材料 先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備： 15年

機械及び装置： 8年

工具、器具及び備品： 5～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証相当額とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実積率に基づき計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(追加情報)

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴い2020年4月7日に日本政府により発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、当社においては、当該感染症の感染拡大予防措置として、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しております。これは、当社資産の回収可能額、特に当該資産の継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りに影響を及ぼすものであります。

当該感染症の今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がないものの、当社においては、減損の兆候がある資産に関する将来キャッシュ・フローの見積り等の会計上の見積りについては、過去に発生した感染症事例や、当該見積りに影響を及ぼすと考えられる入手可能な情報を総合的に勘案し、今後少なくとも2021年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくものとの仮定を置いております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	74,433千円	234,310千円

注 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

※ 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	- 千円	45,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	45,000

(損益計算書関係)

- ※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 19.5%、当事業年度 17.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 80.5%、当事業年度 82.1%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	26,107 千円	39,094 千円
給与手当	23,669	25,856
賞与引当金繰入額	1,080	1,164
支払手数料	65,332	41,516
減価償却費	3,681	10,252
製品保証引当金繰入額	867	△1,933

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
研究開発費	6,391千円	7,187千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	1,286千円	- 千円

※4 減損損失の内容は次のとおりであります。

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産・全社資産	建物附属設備
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	機械装置及び運搬具
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	工具、器具及び備品
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	リース資産
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	ソフトウェア
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	電話加入権
栃木県河内郡上三川町	その他	製造販売権

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物附属設備	997	千円
機械及び装置	84,653	千円
工具、器具及び備品	14,247	千円
リース資産	46,200	千円
ソフトウェア	15,091	千円
電話加入権	72	千円
製造販売権	22,685	千円
計	183,948	千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除却予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.6%で割引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2	2,961	3,803,039	-	3,806,000
A種優先株式(注)1,3	150	-	150	-
合計	3,111	3,803,039	150	3,806,000
自己株式				
普通株式(注)1,4	80	79,920	-	80,000
合計	80	79,920	-	80,000

(注)1. 当社は、2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加3,803,039株は、A種優先株式の普通株式への転換による増加150株、株式分割による増加3,107,889株、ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向けの新株の発行による増加695,000株であります。

3. A種優先株式の発行済株式総数の減少150株は、A種優先株式の普通株式への転換による減少であります。

4. 普通株式の自己株式の増加79,920株は、株式分割による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000
自己株式				
普通株式	80,000	-	-	80,000
合計	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	873,816千円	540,147千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 10,000	△ 60,000
現金及び現金同等物	863,816	480,147

※ 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
リース資産	- 千円	(注1) - 千円
リース負債	- 千円	51,084千円

(注) 1. 当事業年度に新たに49,500千円を計上しておりますが、当事業年度末において未償還残高金額を減損損失として計上しております。

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー(機械装置)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては当面行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。借入金及びリース取引は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2 参照）

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	873,816	873,816	-
(2) 受取手形	453	453	-
(3) 電子記録債権	1,042	1,042	-
(4) 売掛金	17,611	17,611	-
(5) 前払費用（長期前払費用を含む）	2,459	2,459	-
(6) 未収還付消費税等	11,766	11,766	-
(7) 未収入金	1,499	1,499	-
資産計	908,588	908,588	-
(1) 支払手形	2,796	2,796	-
(2) 電子記録債務	27,742	27,742	-
(3) 買掛金	6,539	6,539	-
(4) 未払金	7,548	7,548	-
(5) 未払費用	3,726	3,726	-
(6) 未払法人税等	7,150	7,150	-
(7) 預り金	1,501	1,501	-
(8) 前受金	1,313	1,313	-
負債計	58,317	58,317	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 前払費用（長期前払費用を含む）
(6) 未収還付消費税等、(7) 未収入金

これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、
(7) 預り金、(8) 前受金

これらは、全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金 (※) 1	10,000
差入保証金 (※) 2	6,000

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりませ

ん。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	873,816	-	-	-
受取手形	453	-	-	-
電子記録債権	1,042	-	-	-
売掛金	17,611	-	-	-
未収還付消費税等	11,706	-	-	-
未収入金	1,499	-	-	-
合計	906,128	-	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	540,147	540,147	-
(2) 電子記録債権	2,551	2,551	-
(3) 売掛金	22,911	22,911	-
(4) 前払費用	1,966	1,966	-
(5) 未収還付消費税等	18,572	18,572	-
(6) 未収収益	4	4	-
(7) 差入保証金	29,700	27,062	△2,637
資産計	615,855	613,217	△2,637
(1) 支払手形	9,353	9,353	-
(2) 電子記録債務	14,842	14,842	-
(3) 買掛金	5,555	5,555	-
(4) 未払金	5,539	5,539	-
(5) 未払費用	3,913	3,913	-
(6) 未払法人税等	5,854	5,854	-
(7) 預り金	2,106	2,106	-
(8) 前受金	5,130	5,130	-
(9) リース債務（1年内返済予定を含む）	47,674	47,481	△193
負債計	99,970	99,777	△193

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 前払費用、(5) 未収還付消費税等、(6) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、
(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務（1年内返済予定を含む）

元金利の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金 (※) 1	10,000
差入保証金 (※) 2	5,744

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりませ

ん。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、貸借対照表計上額は敷金償却後の金額を計上しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	540,147	-	-	-
電子記録債権	2,551	-	-	-
売掛金	22,911	-	-	-
未収還付消費税等	18,572	-	-	-
未収収益	4	-	-	-
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	584,188	29,700	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000
リース債務	7,000	7,251	33,422	-	-	-
合計	7,000	7,251	33,422	-	-	10,000

(有価証券関係)

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、付与日現在におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社従業員6名、その他1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1.	普通株式 600,000株
付与日	2018年7月7日
権利確定条件	(注)2.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年7月8日 至 2028年6月19日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は、新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要することとなっております。ただし、任期満了による退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① スtock・オプションの数

	2018年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	600,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	600,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

	2018年ストック・オプション
権利行使価格(円)	50
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社がストック・オプション付与日時点において未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位当たりの本源的価値は0円であるため、公正な評価単価は把握しておりません。

本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	172,490 千円	203,260 千円
棚卸資産	3,739	14,432
固定資産	1,178	57,107
賞与引当金	899	1,020
製品保証引当金	1,053	464
未払事業税	1,852	1,457
その他	148	241
繰延税金資産小計	181,361	277,983
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△168,989	△203,260
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,188	△74,723
評価性引当額小計	△175,178	△277,983
繰延税金資産合計	6,182	-
繰延税金資産の純額	6,182	-

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	前事業年度						
	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	16,809	20,364	29,692	21,879	15,452	68,291	172,490
評価性引当額	13,308	20,364	29,692	21,879	15,452	68,291	168,989
繰延税金資産	3,500	-	-	-	-	-	3,500 (※2)

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

※2. 2020年3月期において、大型の受注案件があり、その受注が堅調であることから、2020年3月期の予測利益の額については、繰延税金資産を回収可能と判断しております。

	当事業年度						
	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	20,364	29,692	21,879	15,452	22,435	93,436	203,260
評価性引当額	20,364	29,692	21,879	15,452	22,435	93,436	203,260
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
重要な賃貸等はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
重要な賃貸等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。なお、2018年12月18日の取締役会において、従来から使用しておりました「静電吸着システム事業」から「静電界を用いた吸着システム事業」へ事業セグメントの名称を変更いたしました。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
74,776	252,540	13,326	340,642

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
TPK Touch Solutions INC.	201,091
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	46,504

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
88,355	59,951	19,825	168,132

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	29,458
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	28,360
(株)日伝	27,150
盟立自動化股份有限公司	18,375

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当事業年度において、183,948千円の減損損失を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	247円00銭	144円89銭
1株当たり当期純損失(△)	△19円27銭	△102円11銭

(注) 1. 当社は、2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

2. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失(△) (千円)	△62,365	△380,462
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△62,365	△380,462
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,235,726	3,726,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数600,000個(普通株式600,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類(新株予約権の数600,000個(普通株式600,000株))。なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期 首残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,200	485	-	1,685	1,685	1,057 (997)	-
機械及び装置	38,608	77,889	1,516	114,982	114,982	93,537 (84,653)	-
工具、器具及び備品	60,236	11,178	3,273	68,142	68,142	20,570 (14,247)	-
リース資産	-	49,500	-	49,500	49,500	49,500 (46,200)	-
建設仮勘定	1,900	17,113	1,900	17,113	-	-	17,113
有形固定資産計	101,945	156,167	6,689	251,423	234,310	164,665 (146,098)	17,113
無形固定資産							
電話加入権	72	-	-	72	72	72 (72)	-
ソフトウェア	4,021	13,183	-	17,204	17,204	15,952 (15,091)	-
製造販売権	-	27,777	-	27,777	27,777	27,777 (22,685)	-
無形固定資産計	4,900	40,960	-	45,054	45,054	43,803 (37,849)	-

(注) 1. 「当期末減価償却累計額または償却累計額」には減損損失累計額を含んでおります。

2. 当期償却額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

リース資産	三段熱プレス機	49,500千円
機械及び装置	電源増強工事	14,450千円
機械及び装置	レーザーアブレーションシステム	55,688千円
工具、器具及び備品	ERP用サーバー	3,400千円
ソフトウェア	製造販売システム	12,775千円
製造販売権	ポリイミド製造販売権	27,777千円

4. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

機械及び装置	熱プレス機	890千円
工具、器具及び備品	静電搬送用電源 除電器	702千円 530千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	7,000	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	10,000	10,000	5.6%	2026年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	40,673	3.5%	2021年9月
合計	10,000	57,673	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務及び長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	-	-	-
リース債務	7,251	33,422	-	-
合 計	7,251	33,422	-	-

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,951	3,351	2,951	-	3,351
製品保証引当金(注)	3,457	1,524	-	3,457	1,524

(注) 製品保証引当金の「当期減少額（その他）」の金額は、洗替額によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	117
預金	
当座預金	664
普通預金	479,366
定期預金	60,000
小計	540,030
合計	540,147

ロ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
武蔵エンジニアリング(株)	1,298
(株)DNPエンジニアリング	979
(株)真田	274
合計	2,551

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2020年4月	1,298
2020年5月	274
2020年7月	979
合計	2,551

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	8,162
(株) 菱光社	5,016
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	3,808
その他	5,925
合計	22,911

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
				$\frac{(C)}{(A) + (B)}$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
17,611	147,014	141,713	22,911	86.1%	366 50.4 日

ニ. 製品

品目	金額 (千円)
電源	1,736
ベース	1,463
合計	3,200

ホ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
ベース	2,039
合計	2,039

ヘ. 原材料

品目	金額 (千円)
ベースプレート	2,348
間接材料	1,504
電源	3,816
電極シート	2,915
合計	10,584

② 流動負債

イ. 支払手形

相手先	金額 (千円)
(株) 上戸製作所	5,343
日昭無線株	2,742
(株) 森川製作所	782
フォースエンジニアリング(株)	485
合計	9,353

ロ. 電子記録債務

相手先	金額 (千円)
(株)寺田	11,698
オーエム産業(株)	1,166
北川精機(株)	1,100
千代田機工(株)	531
山中産業(株)	346
合計	14,842

ハ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)寺田	1,749
(株)上戸製作所	1,563
その他	2,242
合計	5,555

ニ. 前受金

相手先	金額 (千円)
盟立自動化股份有限公司	3,167
Chongqing Alpha and Omega Semiconductor Limited	1,313
Shenzhen Runtimes Technology	650
合計	5,130

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日
1単元の株式数(注)1	100株
単元未満株式の買取り場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.tsukubaseiko.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士

孤塚利光 

指定社員
業務執行社員

公認会計士

林 成治 

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、筑波精工株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報の注記に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を受け、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続している。また、減損の兆候がある資産に関する将来キャッシュ・フローの見積り等の会計上の見積りについては、今後少なくとも2021年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくものとの仮定を置いている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上